



2023年1月30日

各 位

会 社 名 株式会社オリエンタルランド
代 表 者 代表取締役社長 吉田 謙次
(コード番号 4661 東証プライム市場)

株式給付信託（J-ESOP）の導入および第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の管理職、グループ会社の役員および管理職（以下、総称して「管理職等」といいます。）に対して、当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

<本制度の導入について>

1. 導入の背景

当社グループは、2022年4月、持続可能な社会への貢献と長期持続的な成長に向け、当社グループの提供価値である「ハピネス」を持続的に創造していくために、「2030年に目指す姿」を掲げました。この「2030年に目指す姿」を実現するため、ESGマテリアリティを設定し、その中の一つに「従業員の幸福」を定め、「仕事のやりがい」の向上と、「働きやすさ」の整備を目指す取り組みを進めております。

今般、「2030年に目指す姿」や「2024 中期経営計画」の実行を主導する管理職等に対し、経営幹部としてこれまで以上に経営への参画を促すべく、当社グループ全体の企業価値の長期持続的な向上を主導するためのインセンティブを付与し、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるために、本制度を導入することといたしました。

なお、当社では、本制度と同じ目的のもと、当社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対して株式報酬制度を導入しております。

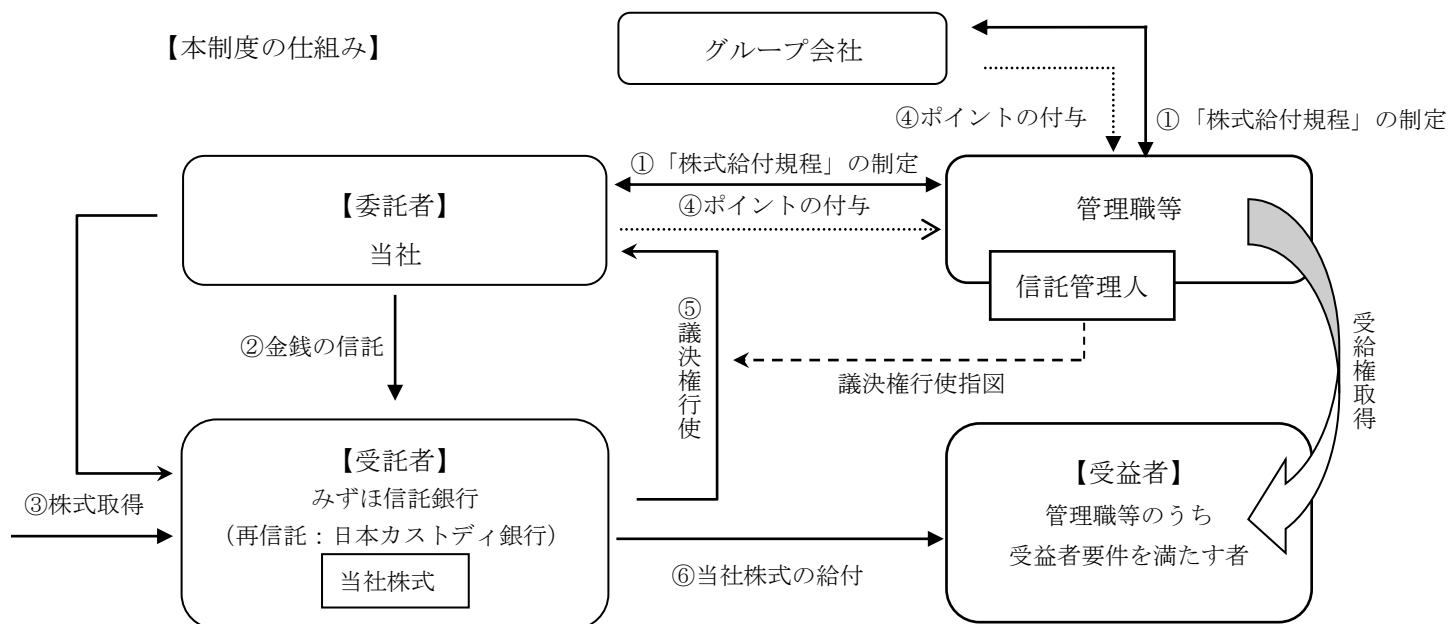
2. 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社およびグループ会社各社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした管理職等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社およびグループ会社各社は、管理職等に対し職位等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。管理職等に対し給

付する当社株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、管理職等の当社グループの企業価値を長期持続的に向上することおよび株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることへの関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。



- ① 当社およびグループ会社各社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき管理職等に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社およびグループ会社各社は、株式給付規程に基づき管理職等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、管理職等のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 名称 | : 株式給付信託 (J-ESOP) |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者 | : 管理職等のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社の従業員（管理職）から選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7) 信託の目的 | : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること |
| (8) 本信託契約の締結日 | : 2023年2月20日（予定） |
| (9) 金銭を信託する日 | : 2023年2月20日（予定） |
| (10) 信託の期間 | : 2023年2月20日（予定）から信託が終了する日まで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

<本自己株式処分について>

4. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年2月20日(月)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 32,760株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 21,040円
(4) 処 分 総 額	689,270,400円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件とします。

5. 処分の目的および理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者)に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に管理職等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分)であり、2022年9月30日現在の発行済株式総数363,690,160株に対し0.01%(2022年9月30日現在の総議決権個数3,277,043個に対する割合0.01%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となります。

6. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値21,040円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものとして、合理的であると判断したためです。

なお、処分価額21,040円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均19,600円(円未満切捨)に対して107.35%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均19,545円(円未満切捨)に対して107.65%を乗じた額、さらに同直近6か月間の終値平均19,838円(円未満切捨)に対して106.06%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、取締役会に出席した監査役4名(うち3名は社外監査役)が、当該処分価額は取締役会決議日の直前営業日の終値であること等に鑑み、特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しております。

7. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上